

第三者評価結果

事業所名：西高津くさはな保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント>	
全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標に基づき、児童福祉法や保育所保育指針等の趣旨を踏まえて作成されています。全体的な計画は、年齢ごとの子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、保育時間、地域の実態などを考慮して作成されています。計画には、年齢ごとのねらいと内容、配慮事項、健康支援、食育、環境・衛生・安全管理、子育て支援、小学校との連携・接続などが記載されていて、園の保育の全体像を示すものとなっています。全体的な計画は、職員会議等での振り返りや個別面談で把握した職員の意見、などを基に、園長・副園長・主任で検討して作成し、理事会で承認しています。計画は職員会議で全職員に周知し、意見交換しています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント>	
保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、加湿器付空気清浄機で温・湿度の管理をしています。保育室は園庭に面していて窓が大きく、採光を十分に取り入れることができます。マニュアルを用いて清掃や消毒を行っていて、園内は清潔に保たれています。感染症予防として、窓を常時開けて換気しています。園内には、収納スペースが多くあり、廊下や棚の上などはすっきりと整理されていて、安全面にも配慮されています。寝具はコットを用いています。保育室には、子どもの年齢や発達に合わせたおもちゃが用意されていて、遊びのコーナーが設定されています。おもちゃやコーナーは、子どもの意見や興味、関心に合わせて随時入れ替え、子どもが主体的に遊べるようにしています。保育室に、絵本コーナーや棚で仕切られたくつろぎスペースなどを設け、子どもが人目を気にせずにゆったりと過ごせるようにしています。トイレは明るく、清潔に保たれていて、幼児は男女別で、仕切りや扉をつけるなどプライバシーへの配慮もされています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>	
余裕のある職員配置をして一人ひとりの子どもに寄り添い、尊重した関わりができるようにしています。日々の保育で子どもの様子や特徴をしっかり観察し、保護者とは送迎時の会話や連絡帳でコミュニケーションを取って子どもの状況を把握し、子どもの個性や個人差を尊重した支援をしています。保育士は、子どもの気持ちを受け止めて寄り添い、子どもとの信頼関係を築けるようにしています。言葉で自分の気持ちを表現できない子どもには、表情や仕草などで子どもの気持ちを汲み取って言葉にして確かめ、子どもが自分の気持ちを表出できるよう働きかけています。子どもを注意する時には、否定するのではなく子ども自身が気づけるような、状況に応じた前向きな言葉を用いるようにしています。一斉活動に参加したくないと子どもが意思表示した時にも、強制することなく見守り、個々に合わせた声掛けをしています。保育士は、会議などで子どもへの対応について話し合い、子どもが安心して過ごせるように保育士同士で声を掛け合って他の職員に変わったり、個別対応したりなどし、連携して保育しています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>	
一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育室は子どもの動線を考慮して年齢や発達に合わせた環境設定がされていて、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣を身につけられるようになっていきます。保育士は、子どものやりたいという意思を尊重し、子どもがやりやすいように並べたり、やり方のヒントを出したり、そっと手助けをしたりしています。できた時にはたくさんほめて一緒に喜び、子どもが達成感を味わい、自信が持てるようにしています。子どもがやりたくないと言った時には、強制することなく一人ひとりの子どもに寄り添って対応しています。トイレトレーニングは、排泄の間隔があいてきた時に誘って便器に座ってみることから始め、子どもの様子を見ながら保護者に声をかけ、連携しながら進めています。一日の生活は、身体を動かす活動と静かな活動をバランスよく取り入れ、活動の間に休息が取れるようにしています。0歳児は午前には寝る時間を作るなど、個々の生活リズムも尊重しています。	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもたちが年齢や発達に応じて主体的に興味や関心がある活動に取り組めるよう保育室の環境を整備しています。保育室には子どもの手の届く所におもちゃが置かれ、ごっこ遊びや絵本などのコーナーが設定されていて、子どもが自由に遊びを選び、一人であるいは友だちと一緒に遊びを広げることができます。編み物をしたいという子どもの声を受けて作業できるコーナーを作るなど、保育士は子どもの興味・関心に合わせて随時環境の見直しをしています。子どもたちは、築山と砂場がある広々とした園庭で走り回ったり、縄跳びやボール遊び、リレーごっこなどをしたり、2階のホールで身体を動かしたりしています。近隣の散歩に出かけて地域住民と挨拶や会話を交わし、季節の自然に触れています。プランターで季節の野菜を栽培して調理してもらって食べたり、カブトムシなどの虫の飼育もしています。散歩では、交通ルールなども学んでいます。4・5歳児は自分たちで話し合って生活する上でのルールを決めています。また、掃除や朝の会の司会などの当番活動もしています。自由遊びの時間には、子どもたちは自由に絵を描いたり、工作をしたり、歌を歌ったりしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育室を低い棚やサークルで仕切り、子どもが安心し、落ち着いて活動できるような環境設定をしています。職員間で子どもの様子について密に情報交換し、同じ対応ができるようにしています。ゆるやかな担当制を取り、離乳食や睡眠などの生活面を同じ保育士が担当することで、子どもが安心できるようにしています。保育士は、子どもと目を合わせてたくさん話しかけ、表情や仕草、喃語などに応答的に関わり、子どもとの信頼関係を築いています。月齢による発達差が大きなクラスですが、月齢が高い子どもが川沿いの遊歩道の散歩に出かけている間に、月齢の低い子どもがテラスでのんびりと日光浴をしながらハイハイするなど、それぞれの子どもが月齢や発達に合わせた活動ができるようにしています。保護者とは、朝夕の送迎時の会話や個人面談などで密に情報交換して相談にのり、保護者が安心して子育てができるように支援しています。離乳食の相談には栄養士が入り、実物を見せるなどとしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育士は、子どもが自分でやってみようとする気持ちを尊重して見守り、励ましたり必要な手助けをし、できた時は褒め、子どもが達成感を感じられるよう援助しています。保育士は子どもの様子を観察し、子どもの思いを汲み取って見守り、子どもが安心して言葉で伝えられるように支援しています。子どもの発達や興味・関心に合わせて玩具や遊びのコーナーを整え、子どもが満足感や充実感を味わい、新しい発見や好奇心が持てるようにしています。保育士は、子どもの自我の育ちを見守って受け止め、子どもが自分の気持ちに折り合いをつけられるような前向きな声掛けをしています。保育士は、友だちとの関わりを危険がないよう見守り、必要に応じて間に入って代弁し、仲立ちをしています。2歳児は3・4・5歳児と同じ空間を仕切って用いていて日常的に交流しています。また、他のクラスと一緒に散歩に出かけるなど、異年齢での活動を多く取り入れています。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳、個人面談で情報共有して連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児は、友だちとの関わりの中で一緒に行動したり、同じ遊びをすることを楽しめるようにしています。4歳児は、友だちや保育士と関わり遊ぶ中で必要なルールなどがあることを知り、友だちとの関わりを深め、集団で遊んだり生活することを楽しめるようにしています。5歳児は、友だちと互いに認め合いながら、得意なことを見つけ力を発し、自信をもって生活できるようにしています。子どもの興味や関心があるものの中から活動のテーマを決め、子ども同士で話し合いながら行事などを進めています。例えば、海をテーマにしたクラスでは、夏祭りに船のお神輿を作り、運動会ではそうらん節を踊りました。子どもたちの興味は魚やカメからきれいな海、環境やSDGsとどんどんひろがっていき、保育士は、子どもの興味に合わせて図鑑や掲示物などの環境を整えたり、一緒に活動内容を考えるなどとしています。保護者には、クラスだよりや壁新聞で子どもの姿を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園はバリアフリー構造となっていて、スロープやエレベーター、多目的トイレなどの設備を整えています。障害のある子どもには、子どもの特性を配慮した個別支援計画を作成して職員間で共有し、子どもの状況に合わせた保育をしています。個別の育成記録もつけています。子どもの状況に応じて、担任以外の保育士を配置し、個別に対応したり、子どもの気持ちを言葉で代弁したりし、他の子どもたちと一緒に生活できるように支援していて、子どもたちは障害を一つの個性として自然に受け入れています。保護者とは個人面談などで密に情報交換し、連携しています。必要に応じて、地域療育センターから助言を受けています。保育士は、障害に関する外部研修に参加し、得た情報や知識を伝達し、保育に生かしています。入園時に、障害児保育についての園の考え方を説明しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>
長時間にわたる保育の連続性を配慮し、7時から20時までのデイリープログラムを作成しています。2歳児から5歳児までは、一つの空間を仕切って用いています。子どもの要望を聞いてコーナーを設置するなどし、落ち着いて生活できるようにしています。18時半までは、それぞれのフロアで分かれて生活していますが、朝夕の延長時間は1歳児の保育室で全クラス合同で過ごしています。年齢に応じた特別な玩具も用意し、絵本やパズルなどで落ち着いて遊べるようにしています。18時半を過ぎる場合には、補食を提供しています。クラスごとにその日の状況を引き継ぎ簿に記載し、遅番の保育士に引き継ぎ簿と口頭で伝えています。ケガなど大切なことは担任が電話で伝えるなど伝達漏れがないように配慮しています。

<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>
全体的な計画や5歳児の年間計画等に就学に向けての取り組みや小学校との連携について記載し、それに基づき保育をしています。郵便屋さんごっこや今日の予定の掲示など、生活の中に文字や数字、時間などを意識する活動を取り入れたり、決まりや当番活動、行事などを自分たちで話し合っ決めてたりと、就学を見据えた活動をしています。通学を意識し、自分で身を守る判断ができるよう散歩時に手をつながないで歩く練習もしています。コロナ禍で中止となっていた近隣小学校や他の保育園との交流は、年度後半に実施する予定となっています。保護者に対してはクラス懇談会と園長・担任による個人面談を実施し、保護者が就学への見通しを持ち、個別の課題の相談にのることで就学への不安が解消できるように支援しています。保育士は幼保小連携会議に参加し、意見交換しています。就学に際しては、保育所児童保育要録を作成して小学校に送付し、口頭でも引き継ぎをしています。

<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a

<コメント>
健康管理マニュアルがあり、それに基づき看護師が中心となって子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には保育士が子どもの健康状態をチェックして検温をし、看護師が毎朝全クラスをラウンドして、子どもの様子を確認しています。子どもの体調悪化やケガについては、園長、副園長、看護師で確認し、必要に応じて保護者に電話して状況を伝え、降園時に降園後の対応を話し合い、次の登園時に確認しています。看護師が保健計画を作成し、子どもの健康状態に関する情報は職員会議やミーティングで共有しています。既往歴や予防注射の状況などの情報は、入園時に健康記録表に保護者に記載してもらい、入園後は「すこやか手帳」に記載してもらい、看護師が確認して追記しています。保護者には毎月の保健だよりと掲示で情報提供しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)マニュアルを作成して職員に周知し、乳児は午睡時に呼吸チェックをして記録しています。保護者には入園説明会で説明しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
--	---

<コメント>
毎月の身体計測、0・1歳児は2か月ごと、2～5歳児は年3回の内科健診、年1回の歯科健診を実施し、健康記録表に記録しています。保護者には、「すこやか手帳」を用いて伝えています。担任が口頭でも伝え、受診の確認もしています。健康診断・歯科健診の結果は保健計画に反映し、保育を行っています。保健計画に基づき、手洗い指導や虫歯の話などを実施しています。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>
「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に園としてのアレルギー対応マニュアルを整備しています。アレルギーがある子どもについては、入園時に、医師が記載した指示書を保護者から提出してもらい、園長、担任、看護師、栄養士が保護者と面談し、除去食を提出しています。毎月、保護者に献立表をチェックしてもらい、連携しています。除去食提供にあたっては色の違うトレイと皿、食札を用い、職員間で声に出して確認しています。乳児は、テーブルも別にし、保育士がそばについています。宗教上の食事にも対応しています。また、アレルギーのある子どもや熱性けいれんなどの慢性疾患の子どもとのリストと個別のけいれん発作発生時の対応手順を作成して事務室に設置し、職員がいつでも対応できるようにしています。保護者には、入園説明会で園の対応について説明しています。園では、アレルギー等に関する園内研修などを実施し、職員の理解をさらに深めていきたいと考えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年齢ごとの食育計画を作成し、子どもたちが食に関心を持ち、楽しめるように食育活動に力を入れています。テーブルをつなげて皆でパーティ気分を味わったり、テラスでおやつを食べたりと楽しい食の雰囲気づくりをしています。保育士は、「おいしいね」「よくかもうね」などと声をかけ、スプーンにのせたり、すくいやすいように隅に寄せたりと子どもの年齢に合わせた支援をしています。食材は地域の商店から産地を確認して仕入れ、米は新潟から取り寄せています。食器は強化磁器を用い、子どもの発達に合わせ乳児と幼児で分けています。保育士は、一人ひとりの食事を把握して量を調整し、子どもが完食した達成感を感じられるようにしています。幼児は温かい汁物が提供できるよう保育室で配膳しています。芋ほりや焼き芋、餅つき、うどんふみなどの食育活動をしています。また、クラスごとに野菜を栽培し、調理してもらって食べたり、スイートポテトなどのクッキングをしています。保護者には毎月献立表と給食だよりを提供するとともに、レシピの紹介やサンプルの展示などを行っています。栄養士が、保護者からの食事に関する個別の相談にも関わっています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>献立は、川崎市の栄養士が作成した献立を基本に園独自の献立を作成した、旬の食材を多く用いたものとなっています。ハロウィンやクリスマスなどの季節の行事食のほか、運動会前日に応援メニューを提供したり、年度末には年長児のリクエストメニューも実施するなどしています。残食を記録するとともに、クラスごとに喫食状況報告書を記入し、毎日の子どもの喫食状況を把握しています。献立はサイクルメニューとなっていて、喫食状況を見ながら、味付けや野菜の切り方、大きさなどを調整しています。栄養士は、子どもの食事の様子を見てまわり、子どもの声を直接聞いています。調理室の衛生管理は、ガイドラインに基づいて適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、保護者とコミュニケーションを取り、子どもの様子について情報交換しています。乳児は毎日連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。幼児はその日の活動の様子をクラスノート（スケッチブック）や壁新聞を用いて保護者に伝えていきます。毎月、園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりを発行し、保護者に情報提供しています。年2回懇談会を実施し、保育の目的や保育内容、子どもの姿などを伝えています。コロナ禍のため、保護者参加行事の開催が難しくなっていますが、夏祭りは年長児のみ保護者参加とし、他のクラスは動画配信するなど工夫し、保護者に子どもの姿を伝えています。今年度の運動会は保護者2名までとし、学年ごとに入れ替え制で全クラス実施しました。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、保護者にその日の子どもの様子をエピソードとともに伝えてコミュニケーションを取り、相談にのっています。連絡帳でも保護者の相談にのっています。希望する保護者には個別面談を実施しています。現在、保育参加後に面談する機会を設けることを検討しています。保護者からの相談には随時対応し、必要に応じて園長、副園長が同席することもあります。また、相談内容によっては栄養士や看護師が対応してアドバイスをしたり、必要な関係機関を紹介したりなど、園の専門性を支援に活かしています。面談内容は記録し、会議等で職員間で共有しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待の定義や見分け方、発見時の対応手順等記載したマニュアル「人権の尊重と虐待予防」を整備し、「保育園マニュアル」に綴じこみ各クラスに設置しています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもと保護者の様子を観察し、子どもの身体等に変化がないかを確認しています。子どもや保護者の様子に気になることがあった時には、園長、副園長に報告し、関係する職員間で共有し、皆で見守る体制を築いています。虐待を発見した場合や疑わしい場合には、高津区児童家庭課や川崎市中部児童相談所などの関係機関と連携しています。マニュアルに基づく研修については、今後実施していく予定です。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>指導計画や行事計画、日誌には自己評価の欄が設けられていて、職員が自己の保育実践を振り返られるように定型化されています。クラスでの話し合いや毎月の学年会議、職員会議でも振り返りをしています。保育士は、一人ひとりの子どものあるがままの姿を大切に保育をしていて、自己評価もその視点に沿って行われています。年度末には、クラスや行事、係ごとに自己評価を行い、職員会議で共有し、園としての自己評価をし、保育環境を見直したり、研修のテーマに取り上げるなど質の向上に活かしています。開園後3年を経過し園の基礎ができてきたので、園では、自己評価の結果を基に、職員会議で話し合ったり、経験やクラスの枠を超えたグループワーク行うなどして職員間のコミュニケーションを深めて保育観のすり合わせをし、互いの意識向上につなげていきたいと考えています。</p>	